

○三鷹市スポーツ施設条例

昭和48年7月23日

条例第24号

[注] 平成4年から改正経過を注記した。

(目的)

第1条 この条例は、市民の体育、スポーツ及びレクリエーション活動の推進を図るため、必要な施設（以下「スポーツ施設」という。）の設置、管理及び使用料について定めることを目的とする。

（一部改正〔平成28年条例12号〕）

(名称及び位置)

第2条 スポーツ施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

（一部改正〔平成10年条例27号・28年12号〕）

(指定管理者による管理)

第3条 次に掲げるスポーツ施設（以下「指定管理施設」という。）は、その設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が管理を行うものとする。

- (1) 三鷹市総合スポーツセンター
- (2) 三鷹市新川テニスコート
- (3) 三鷹市大沢野川グラウンド
- (4) 三鷹市大沢総合グラウンド
- (5) 三鷹市井口グラウンド

2 指定管理者は、三鷹市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年三鷹市条例第13号）第4条第1号から第3号までのいずれにも該当するとともに、市民の体育、スポーツ及びレクリエーション活動の推進を図るために必要な能力及び実績を有するものとする。

（全部改正〔平成28年条例12号〕）

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、指定管理施設において、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設並びに設備及び器具の維持管理に関する業務
- (2) 施設並びに設備及び器具の使用の承認に関する業務
- (3) 施設並びに設備及び器具の使用料の徴収に関する業務
- (4) スポーツ活動に係る情報提供及びスポーツの推進に係る事業に関する業務
- (5) 三鷹市大沢野川グラウンド駐車場の使用料の徴収に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(追加〔平成28年条例12号〕)

(受講料等の徴収)

第5条 指定管理者は、指定管理施設において第1条の目的に沿った自主事業を行うときは、受講料その他必要な経費を徴収することができる。

(追加〔平成28年条例12号〕)

(利用者懇談会)

第6条 市長は、スポーツ施設に関する利用者懇談会を開催し、市民の意見を聴くものとする。

(追加〔平成28年条例12号〕)

(休場日)

第7条 スポーツ施設の休場日は、別表第2に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理施設において指定管理者が特に必要があるときは、市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休場日を定めることができる。

(追加〔平成28年条例12号〕)

(開場時間)

第8条 スポーツ施設の開場時間は、別表第3に掲げるとおりとする。

2 三鷹市大沢野川グラウンド駐車場の開場時間は、午前6時30分から午後7時30分（11月から翌年3月までにあっては、午前6時30分から午後5時30分）までと

する。

- 3 前2項の規定にかかわらず、指定管理施設及び三鷹市大沢野川グラウンド駐車場において指定管理者が特に必要があるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(追加〔平成28年条例12号〕)

(使用の承認等)

第9条 スポーツ施設は、三鷹市が実施する事業、市民の体育、スポーツ及びレクリエーション活動の用に供するものとする。

- 2 スポーツ施設並びに設備及び器具を使用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。
- 3 市長は、前項の承認を行うに当たり必要と認めるときは、その使用について必要な条件を付することができる。

(一部改正〔平成9年条例12号・27年2号・28年12号〕)

(使用の不承認)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、スポーツ施設並びに設備及び器具の使用の承認をしない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設並びに設備及び器具を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公の選挙に関し、特定の候補者を支持するために使用するものと認められるとき。
- (4) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために使用するものと認められるとき。
- (5) 管理上支障があるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用を不適当と認めるとき。

(追加〔平成28年条例12号〕)

(使用承認の取消し等)

第11条 市長は、スポーツ施設並びに設備及び器具の使用の承認を受けた者（以下

「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第9条第3項に規定する使用の条件に違反したとき。
- (3) 公益上の必要が生じたとき。
- (4) 災害その他の事故により使用することができなくなったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用を不適当と認めるとき。

(追加〔平成28年条例12号〕)

(使用料)

第12条 スポーツ施設の使用については、別表第4に定める使用料を徴収する。

- 2 前項の使用料は、使用前に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 第1項の使用料のほか、スポーツ施設の設備及び器具の使用については、規則で定めるところにより使用料を徴収する。
- 4 三鷹市大沢野川グラウンド駐車場の使用については、別表第5に定める使用料を徴収する。
- 5 三鷹市大沢総合グラウンドの夜間照明設備の使用については、別表第6に定める使用料を徴収する。

(一部改正〔平成9年条例12号・10年27号・21年22号・28年12号・29年18号〕)

(使用料の減免)

第13条 市長は、指定管理者が第4条第4号に掲げる事業を自主事業として行うときは、前条第1項及び第3項の使用料を免除することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、市長は、規則で定める特別の理由があるときは、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(追加〔平成28年条例12号〕)

(使用料の不還付)

第14条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(一部改正〔平成28年条例12号〕)

(使用権の譲渡禁止)

第15条 使用者は、スポーツ施設並びに設備及び器具を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(一部改正〔平成28年条例12号〕)

(設備の変更等の禁止)

第16条 使用者は、スポーツ施設に特別の設備を設けたり、変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(一部改正〔平成28年条例12号〕)

(原状回復の義務)

第17条 使用者は、スポーツ施設並びに設備及び器具の使用を終了したときは、直ちに使用場所、使用設備等を原状に回復しなければならない。第11条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも、また同様とする。

(一部改正〔平成7年条例2号・28年12号〕)

(損害賠償の義務)

第18条 使用者は、スポーツ施設並びに設備及び器具の使用に際して、これを損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(追加〔平成28年条例12号〕)

第19条 削除

(指定管理者に関する読み替え)

第20条 第3条の規定によりスポーツ施設の管理を指定管理者に行わせる場合における第9条第2項、同条第3項、第10条（第6号を除く。）、第11条（第5号を除く。）及び第16条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替え、第10条第6号及び第11条第5号中「市長」とある

のは「市長又は指定管理者」と読み替えるものとする。

(追加〔平成28年条例12号〕)

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成28年条例12号〕)

付 則

1 この条例は、三鷹市教育委員会規則で定める日から施行する。

(昭和48年教委規則第18号で昭和48年10月2日から施行)

2 三鷹市市民体育館条例(昭和43年3月三鷹市条例第14号)は、この条例の施行の日から廃止する。

付 則(昭和57年6月29日条例第25号)

この条例は、昭和57年11月1日から施行し、この条例による改正後の三鷹市市民体育施設条例第5条および別表第2の規定は、同日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則(昭和60年6月18日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和60年12月13日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和61年11月12日条例第37号)

この条例は、昭和61年12月1日から施行する。

付 則(昭和62年6月27日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和62年9月22日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成4年3月27日条例第22号)

1 この条例は、平成4年5月1日から施行する。

2 この条例による改正後の三鷹市市民体育施設条例の規定は、平成4年7月1日

以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成7年3月14日条例第2号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日条例第12号）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の三鷹市市民体育施設条例別表第3の規定は、平成9年8月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成9年12月26日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年10月5日条例第27号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、委員会規則で定める日から施行する。

（平成10年教委規則第8号で平成11年1月1日から施行）

附 則（平成14年12月26日条例第40号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、三鷹市大沢野川グラウンド野球場に関する部分は、教育委員会規則で定める日から施行する。

（三鷹市大沢野川グラウンド野球場に関する部分は、平成15年教委規則第8号で平成15年10月1日から施行）

附 則（平成15年3月11日条例第2号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月26日条例第38号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月28日条例第22号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、三鷹市大沢総合グラウンド野球場、ソフトボール場及び練習場に関する部分は、教育委員会規則で定める日

から施行する。

(三鷹市大沢総合グラウンド野球場、ソフトボール場及び練習場に関する部分は、平成22年教委規則第6号で平成22年10月1日から施行)

附 則（平成27年3月10日条例第2号）

この条例は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日条例第12号）

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から、第2条の規定は規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(令和5年規則第3号で令和5年2月1日から施行)

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の三鷹市市民体育施設条例の規定による三鷹市総合スポーツセンター、三鷹市新川テニスコート及び三鷹市大沢総合グラウンドの使用に係る手続その他の行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

附 則（平成29年9月29日条例第18号）

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（平成30年12月27日条例第29号）

この条例は、平成31年3月1日から施行する。

附 則（令和元年9月30日条例第12号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年3月20日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の三鷹市市民体育施設条例の規定による三鷹市総合スポーツセンターの使用に係る手続その他の行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

附 則（令和4年12月27日条例第27号）抄

（施行期日）

- この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（令和4年12月27日条例第28号）

この条例は、令和5年2月28日から施行する。ただし、別表第5の改正規定は、規則で定める日から施行する。

（令和5年規則第36号で令和5年5月1日から施行）

附 則（令和6年12月26日条例第27号）

（施行期日）

- この条例中第1条並びに附則第3項及び第4項の規定は令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から、第2条の規定は規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（令和7年規則第17号で令和7年7月1日から施行）

（準備行為）

- この条例による改正後の三鷹市スポーツ施設条例の規定による三鷹市井ログラウンドの使用に係る手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

（三鷹中央防災公園・元気創造プラザ条例の一部改正）

- 三鷹中央防災公園・元気創造プラザ条例（平成28年三鷹市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条中「三鷹市市民体育施設条例」を「三鷹市スポーツ施設条例」に改める。

（三鷹中央防災公園条例の一部改正）

- 三鷹中央防災公園条例（平成28年三鷹市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「体育施設（）」を「スポーツ施設（）」に、「公園体育施設」を「公園スポーツ施設」に改め、同条第2項中「公園体育施設」を「公園スポーツ施設」に、「三鷹市市民体育施設条例」を「三鷹市スポーツ施設条例」に改め、同条第3項中「公園体育施設」を「公園スポーツ施設」に、「三鷹市市民

「体育施設条例」を「三鷹市スポーツ施設条例」に改める。

第10条第1項中「第6条第1号」を「同条第1号」に、「公園体育施設」を「公園スポーツ施設」に改める。

別表中「公園体育施設」を「公園スポーツ施設」に改める。

別表第1（第2条関係）

（一部改正〔平成7年条例2号・9年12号・33号・14年40号・15年2号・20年38号・27年2号・28年12号〕）

| 名称 | 位置 |
|---------------|----------------|
| 三鷹市総合スポーツセンター | 三鷹市新川六丁目37番1号 |
| 三鷹市新川テニスコート | 三鷹市新川六丁目23番13号 |
| 三鷹市下連雀ゲートボール場 | 三鷹市下連雀九丁目9番2号 |
| 三鷹市大沢野川グラウンド | 三鷹市大沢五丁目21番12号 |
| 三鷹市大沢総合グラウンド | 三鷹市大沢五丁目7番1号 |
| 三鷹市井口グラウンド | 三鷹市井口一丁目6番1号 |

別表第2（第7条関係）

（全部改正〔平成28年条例12号〕、一部改正〔平成29年条例18号〕）

| 名称等 | 休場日 |
|---|--|
| 三鷹市総合スポーツセンター メインアリーナ サブアリーナ 武道場 小体育室 プール トレーニング室 ランニング走路 軽体操室 多目的体育室 弓道場 | 1 毎月第4月曜日。ただし、当該月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日以後の休日を除く直近の日とする。 2 12月29日から翌年の1月3日までの日（1に掲げる日を除く。） |

| | | |
|---------------|---|---------------------|
| | アーチェリー場 会議室 | |
| 三鷹市新川テニスコート | | 12月29日から翌年の1月3日までの日 |
| 三鷹市下連雀ゲートボール場 | | 12月29日から翌年の1月3日までの日 |
| 三鷹市大沢野川グラウンド | 野球場 サッカー・ラグビー場 テニスコート | 12月29日から翌年の1月3日までの日 |
| 三鷹市大沢総合グラウンド | テニスコート 野球場 ソフトボール場 練習場 サッカー・ラグビー場 多目的スポーツ広場 会議室 | 12月29日から翌年の1月3日までの日 |
| 三鷹市井口グラウンド | | 12月29日から翌年の1月3日までの日 |

別表第3（第8条関係）

（追加〔平成28年条例12号〕、一部改正〔平成29年条例18号〕）

| 名称等 | 開場時間 |
|---------------|--|
| 三鷹市総合スポーツセンター | 午前9時から午後10時まで |
| 三鷹市新川テニスコート | 午前8時から午後6時まで（10月から翌年3月までの期間は、午前8時から午後4時まで） |
| 三鷹市下連雀ゲートボール場 | 午前9時から午後5時まで |
| 三鷹市大沢野川グラウンド | 午前7時から午後7時まで（11月から翌年3月までの期間は、午前7時から午後5時まで） |
| テニスコート | 午前8時から午後6時まで（10月から翌年3月までの期間は、午前8時から午後4時まで） |

| | | |
|--------------|---|--|
| | | 月までの期間は、午前8時から午後4時まで) |
| 三鷹市大沢総合グラウンド | テニスコート 野球場（夜間照明設備あり） サッカー・ラグビー場 多目的スポーツ広場 会議室 | 午前7時から午後9時まで |
| | 野球場（夜間照明設備なし） ソフトボール場 練習場 | 午前7時から午後7時まで（11月から翌年3月までの期間は、午前7時から午後5時まで） |
| 三鷹市井口グラウンド | | 午前9時から午後5時まで（5月から8月までの期間は、午前9時から午後6時30分まで） |

別表第4（第12条関係）

（追加〔平成28年条例12号〕、一部改正〔平成29年条例18号〕）

- 1 三鷹市総合スポーツセンター（プール、トレーニング室、ランニング走路、弓道場、アーチェリー場及び会議室を除く。）

| 施設名 | 使用区分 | 貸切使用 | | | | | 個人使用 | |
|-------------|------|---------|---------|---------|-----------|-----------|------------|----------|
| | | 団体区分 | 時間区分 | | | | | 個人利用時間区分 |
| | | | 午前9時～正午 | 正午～午後3時 | 午後3時～午後6時 | 午後6時～午後9時 | 午後9時～午後10時 | |
| メインアリーナ（全面） | 市内 | 11,400円 | 11,400円 | 11,400円 | 11,400円 | 3,800円 | 市民大人等 | 400円 |
| | 団体 | 5,700円 | 5,700円 | 5,700円 | 5,700円 | 1,900円 | | |

| | | | | | | | |
|--------------|--------|---------|---------|---------|---------|--------|--------------|
| 一ナ (半面) | | | | | | 100円 | |
| サブアリーナ | 6,200円 | 6,200円 | 6,200円 | 6,200円 | 2,000円 | | |
| 武道場 (全面) | 6,900円 | 6,900円 | 6,900円 | 6,900円 | 2,300円 | | |
| 武道場 (半面) | 3,450円 | 3,450円 | 3,450円 | 3,450円 | 1,150円 | | |
| 武道場 (1/4面) | 1,750円 | 1,750円 | 1,750円 | 1,750円 | 600円 | | |
| 小体育室 | 1,900円 | 1,900円 | 1,900円 | 1,900円 | 600円 | | |
| 軽体操室 | 2,100円 | 2,100円 | 2,100円 | 2,100円 | 700円 | | |
| 多目的体育室 | 1,400円 | 1,400円 | 1,400円 | 1,400円 | 450円 | | |
| メインアリーナ (全面) | 市外団体 | 17,100円 | 17,100円 | 17,100円 | 17,100円 | 5,700円 | 市民大人等以外 600円 |
| メインアリーナ (半面) | | 8,550円 | 8,550円 | 8,550円 | 8,550円 | 2,850円 | 外子ども 150円 |
| サブアリーナ | | 9,300円 | 9,300円 | 9,300円 | 9,300円 | 3,100円 | |
| 武道場 (全面) | | 10,350円 | 10,350円 | 10,350円 | 10,350円 | 3,450円 | |
| 武道場 (半面) | | 5,200円 | 5,200円 | 5,200円 | 5,200円 | 1,750円 | |
| 武道場 (1/4面) | | 2,650円 | 2,650円 | 2,650円 | 2,650円 | 900円 | |
| 小体育室 | | 2,850円 | 2,850円 | 2,850円 | 2,850円 | 950円 | |
| 軽体操室 | | 3,150円 | 3,150円 | 3,150円 | 3,150円 | 1,050円 | |

| | | | | | | | | |
|------------|--|--------|--------|--------|--------|------|--|--|
| 多目的体育 室 | | 2,100円 | 2,100円 | 2,100円 | 2,100円 | 700円 | | |
|------------|--|--------|--------|--------|--------|------|--|--|

2 三鷹市総合スポーツセンター（プール、トレーニング室及びランニング走路に限る。）

| 施設名 | 使用区分 | 貸切使用 | | | | | | | | | | 個人使用 | | | |
|---------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|
| | | 団体区分 | 時間区分 | | | | | | | | | | 個人利用時間 | 利用時間 | 利用時間 |
| | | | 午前 | 午前 | 午後 | 午後 | 午前 | 午後 | 午後 | 午後 | 午後 | 午後 | | | |
| プール | 市内団体 | 1コース | 市民等 | 大人400円 | 大人200円 |
| | | 2,800円 | 子ども等 | 子ども100円 | 子ども50円 |
| トレーニング室 | 市外団体 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 外 | 大人400円 | 大人200円 |
| ランニング走路 | | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 大人等 | 大人150円 | 大人80円 |
| | | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 子ども等 | 子ども50円 | 子ども30円 |
| プール | 市外団体 | 1コース | 市民等 | 大人600円 | 大人300円 |
| | | 4,200円 | 子ども等 | 子ども150円 | 子ども80円 |
| トレーニング室 | | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 外 | 大人600円 | 大人300円 |

| | | |
|---------|------|------|
| ランニング走路 | 大人 | 大人 |
| | 250円 | 130円 |
| | 子ども | 子ども |

| | |
|------|-----|
| 100円 | 50円 |
|------|-----|

3 三鷹市総合スポーツセンター（弓道場、アーチェリー場及び会議室に限る。）

| 施設名 | 使用区分 | 貸切使用 | | | | | 個人使用（大人） | | |
|-------------|------|---------|-----------|---------|-----------|-----------|------------|--------|------|
| | | 団体区分 | 時間区分 | | | | | 個人利用時間 | 利用時間 |
| | | | 午前9時～午後3時 | 正午～午後3時 | 午後3時～午後6時 | 午後6時～午後9時 | 午後9時～午後10時 | | |
| 弓道場 | 市内 | 2,400円 | 2,400円 | 2,400円 | 2,400円 | 800円 | 市民等 | 300円 | 100円 |
| アーチェリ一場（全面） | 内外団 | 3,300円 | 3,300円 | 3,300円 | 3,300円 | 1,100円 | | 400円 | 140円 |
| アーチェリ一場（半面） | 市内 | 1,650円 | 1,650円 | 1,650円 | 1,650円 | 550円 | | | |
| 会議室 | | 1室3時間以内 | | | | | | | |
| | | | | | | | 600円 | | |
| 弓道場 | 市外 | 3,600円 | 3,600円 | 3,600円 | 3,600円 | 1,200円 | 市民等 | 450円 | 150円 |
| アーチェリ一場（全面） | 外団 | 4,950円 | 4,950円 | 4,950円 | 4,950円 | 1,650円 | | 600円 | 200円 |
| アーチェリ一場（半面） | 市内 | 2,480円 | 2,480円 | 2,480円 | 2,480円 | 830円 | 以外 | | |
| 会議室 | | 1室3時間以内 | | | | | 900円 | | |

4 三鷹市新川テニスコート、三鷹市下連雀ゲートボール場、三鷹市大沢野川グラウンド、三鷹市大沢総合グラウンド、三鷹市井ログラウンド

| | | |
|-----|------|------|
| 名称等 | 貸切使用 | 個人使用 |
|-----|------|------|

| | | | |
|-------------------------|---|--------|---------------------|
| 三鷹市新川テニス コート | 1面 2時間以内 | 700円 | 1人 1面 2時間以内 250円 |
| 三鷹市下連雀ゲ トボール場 | 無料 | | |
| 三鷹市大野球場 沢野川グ ラウンド | 1面 2時間以内 (中学生以下の者を主な構成員とする団 体が使用する場合は、1,500円) | 3,000円 | |
| サッカ ー・ラグ ビー場 | 1面 2時間以内 (中学生以下の者を主な構成員とする団 体が使用する場合は、1,500円) | 3,000円 | |
| テニスコ ート | 1面 2時間以内 | 700円 | 1人 1面 2時間以内 250円 |
| 三鷹市大テニスコ 沢総合グ ート | 1面 2時間以内 | 1,500円 | 1人 1面 2時間以内 500円 |
| ラウンド野球場 | 1面 2時間以内 (中学生以下の者を主な構成員とする団 体が使用する場合は、1,500円) | 3,000円 | |
| ソフトボ ール場 | 1面 2時間以内 (中学生以下の者を主な構成員とする団 体が使用する場合は、1,500円) | 3,000円 | |
| 練習場 | 1面 2時間以内 (中学生以下の者を主な構成員とする団 | 2,000円 | |

| | | |
|--------------------|--|----------------------|
| | 体が使用する場合は、1,000円) | |
| サッカ ー・ラグ ビー場 | 1面2時間以内 (中学生以下の者を主な構成員とする団 体が使用する場合は、1,500円) | 3,000円 |
| 多目的ス ポーツ広 場 | 1面2時間以内 (中学生以下の者を主な構成員とする団 体が使用する場合は、1,000円) | 2,000円 |
| 会議室 | 1室2時間以内 | 300円 |
| 三鷹市井口グラウ ンド | 1面2時間以内 (中学生以下の者を主な構成員とする団 体が使用する場合は、1,300円) 5月から8月までの期間において午後5 時から午後6時30分までに1面を1時間 30分以内で使用する場合 (中学生以下の者を主な構成員とする団 体が使用する場合は、970円) | 2,600円 1,950円 |

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 貸切使用 団体等がスポーツ施設を貸切りで使用する場合をいう。
 - (2) 個人使用 個人が使用する場合をいう。
 - (3) 市内団体 市民（市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは

通学する者をいう。)が構成員の半数以上を占める団体等をいう。

- (4) 市外団体 市内団体以外の団体等をいう。
 - (5) 市民等 市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者若しくはふじみ衛生組合を構成する調布市に住所を有する者をいう。
 - (6) 市民等以外 市民等以外の者をいう。
 - (7) 子ども 小中学生をいう。
- 2 入場者から入場料その他これに類する料金を徴収して貸切使用する場合は、この表に規定する市内団体の使用料の3倍の額とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。
- 3 使用時間には、準備及び原状回復の時間を含むものとする。
- 4 1の表及び2の表に掲げる施設の個人使用(市民等に限る。)の場合、11回分の回数券(回数券の発行その他の取扱いは市長が別に定める。)を使用できるものとし、その額は、当該使用区分の額の10回分に相当する額とする。

別表第5(第12条関係)

(追加〔平成21年条例22号〕、一部改正〔平成28年条例12号〕)

| 名称等 | 使用料 |
|-----------------|------------------------------------|
| 三鷹市大沢野川グラウンド駐車場 | 1時間以内 300円 1時間を超え、20分までごとに 100円 |
| | |

備考

- 1 使用料の額は、1日当たり1台1回の使用に係るものとする。
- 2 使用料の上限額は、1日当たり1,200円とする。

別表第6(第12条関係)

(追加〔平成29年条例18号〕)

| 名称等 | 使用料 |
|--------------------|-----------------------------|
| 三鷹市大沢総合グラウンドテニスコート | 1面30分につき(30分未満の使用を含む。以下同じ。) |

| | | |
|------------|----------|--------|
| | | 250円 |
| 野球場 | 1面30分につき | 1,200円 |
| サッカー・ラグビー場 | 1面30分につき | 1,000円 |
| 多目的スポーツ広場 | 1面30分につき | 500円 |